

## 山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、運輸事業振興のために、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 補助事業者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) バス事業者又はトラック事業者をもって組織される山梨県を単位とする一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）
- (2) バス事業を行う市町村

### (補助金交付の対象)

第3条 補助金交付の対象は、補助事業者が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業
- (2) 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
- (3) 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。）の防止その他の環境の保全に関する事業
- (4) 特定運輸事業の適正化に関する事業
- (5) 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- (6) 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
- (7) 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）
- (8) 全国を単位とする一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）であって、前各号に掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業（当該一般社団法人が当該出えんを行う者を社員とする場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特定運輸事業の振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表によって算出した額の範囲内とする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事等の見積書の写し
- (4) 基金の造成を行っている者にとっては、基金の運用及び融資計画書
- (5) 県の事業から暴力団等を排除するための誓約書及び役員名簿等
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分又は事業内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書(第2号様式)により、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、前条第1項第1号の事業計画書に記載した各事業費の増減が20%以内である経費の配分の変更については、この限りではない。
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)により、あらかじめ知事の承認を受けること。

(補助金の経理等)

第7条 補助事業者は、この補助金に係る会計と他の会計を区分して経理を行うとともに、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第6条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から10日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 契約書等の写し
- (4) 基金の造成を行っている者にとっては、基金、運用利子及び融資の状況書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第9条 補助金の支払は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は概算払をする

ことができる。

- 2 概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、規則第13条の規定により補助金の額を確定しようとするときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（基金等の処分の制限）

第10条 補助事業者は、基金の処分をしようとするとき及び補助事業により取得した財産（1件あたりの取得価格が50万円以上のものに限る。）を、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなど取得財産の処分をしようとするときは、基金等処分承認申請書（第6号様式）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

【 別 表 】

算 式	$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$		
算	A	当該年度の軽油引取税収入見込額	
	B	自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合	
式	補助事業者ごとの交付割合 次の算式によって算定する。		
	算式	$e / (a + b + c + d)$	
の	C	a	営業用バスの標準軽油使用量×営業用バスの登録台数
		b	営業用トラックの標準軽油使用量×営業用トラックの登録台数
		c	自家用バスの標準軽油使用量×自家用バスの登録台数
		d	自家用トラックの標準軽油使用量×自家用トラックの登録台数
		e	営業用バス又は営業用トラックの標準軽油使用量×当該補助事業者に係る営業用バス又は営業用トラックの登録台数
説	明		
明			
の			
説			
明			
D	調 整 値		

（注）

- ・ B及びCの軽油使用量については、総務省から定められた数値とする。
- ・ 登録台数については、前年9月末日現在の数値とする。
- ・ Dの調整値については、総務省から定められた数値とする。

( 第 1 号様式 )

第 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

平成 年度山梨県運輸振興事業費補助金交付申請書

上記補助金の交付について、山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 補助金申請額
- 4 添付書類

※ 要綱第 5 条第 1 項各号に規定する関係書類を添付すること。

( 第 2 号様式 )

第 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

平成 年度山梨県運輸振興事業費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上記  
の補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を次のとおり変更したいので  
山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により 申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

※ 事業計画書、収支予算書の新旧対照表を添付すること。

( 第 3 号様式 )

第 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

印

平成 年度山梨県運輸振興事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上  
記補助事業を次の理由により中止（廃止）したいので、山梨県運輸振興事業費補  
助金交付要綱第 6 条の規定により 申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容

( 第 4 号様式 )

第 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

平成 年度山梨県運輸振興事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上  
記補助事業を完了したので、山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱第 8 条の規定  
により次のとおり報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他添付書類

※ 要綱第 8 条第 2 項各号に規定する関係書類を添付すること。

( 第 5 号様式 )

第 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

平成 年度山梨県運輸振興事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上記補助金について、山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算払額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回概算払 請求額 ④	備考

3 概算払の理由

4 支払方法

口座振替

振替先銀行名

預金種別 (当座・普通)

口座名

N o .



( 第 6 号様式 )

第 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

印

平成 年度山梨県運輸振興事業費補助金に係る基金等  
処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上記  
補助金について、次のとおり処分等をしたいので、山梨県運輸振興事業費補助金  
交付要綱第 10 条の規定により 申請します。

- 1 処分の理由
- 2 処分の内容
- 3 処分する期日
- 4 その他必要な事項